

鞍手町森林環境譲与税活用計画

＜基本的な活用方針＞

- ① 本町では、手入れ不足の私有林・公有林の整備は、森林環境譲与税ガイドラインに基づき、福岡県森林環境税で対応することとしていることから、森林環境譲与税は町内の私有林の整備に優先して活用。
- ② 上記に活用した残額については、鞍手町森林環境譲与税基金に積み立て、令和6年度に建て替えが予定されている新庁舎内の木製品の整備に活用。

① 鞍手町の森林整備の計画

- 鞍手町では、平成31年度より町内の手入れ不足の私有林を対象に森林経営管理制度に基づく取組として森林所有者への意向調査を進めている。
- 令和3年度には、手入れ不足の公有林の間伐等の施業を実施した。（実績面積：2.05ha）
- 令和7年度からは、意向調査を行った森林所有者から「経営の委託」と回答があった箇所を対象に整備を進める予定。

(単位：ha,千円)

年度	R3	R4	R5	R6(予定)	R7(予定)
実施面積(予定面積)	11.39	13.26	6.43	5.76	6.25
充当額	1,053	253	159	145	155

② 新庁舎建設工事での木製品整備

- 鞍手町役場は旧庁舎の老朽化に伴い、令和6年度に新庁舎建設が予定されている。新庁舎建設工事に伴い、当該施設内の窓口カウンター（木製品）の整備に活用する見込み。
- このため、森林整備に活用した残額を基金に積み立て、令和6年度に実施を予定している木製品の整備に森林環境譲与税を充当する。

(単位：千円)

年度	R2	R3	R4	R5(予定)	R6(予定)
積立額	1,560	1,389	2,865	2,961	3,500
充当額	0	0	0	0	13,000

基金残高の推移（見込み）

(単位：千円)

年度	R2	R3	R4	R5(予定)	R6(予定)	
基金期首残高	1,162	2,722	4,110	6,975	9,936	
譲与額	2,470	2,441	3,118	3,118	3,826	
充当額	①森林整備	1,053	253	159	145	155
	②木造・木質化	0	0	0	0	13,000
基金期末残高	2,722	4,110	6,975	9,936	280	

留意事項

- 令和7年度以降の活用計画については、令和6年度中に改めて検討を行う。
- また、今後、社会情勢の変化等により、新庁舎建設の計画が変更になったり、譲与額が変更になったりした場合は適宜、検討を行う。